行政改革推進本部専門調査会について

1. 設置の経緯

本専門調査会は、これまでの公務員制度改革が、労働基本権問題等について組合側と折り合いがつかず、こう着状態にあったこと等を背景として、平成18年当初より3回行った政労協議の結果を踏まえ、行政改革推進本部の下部機関として設置された。

2. 専門調査会の任務

本専門調査会の任務は、行政改革推進本部令(平成18年6月23日施行)において、国及び地方公共団体の事務及び事業の内容及び性質に応じた公務員の労働基本権のあり方その他の公務員に係る制度に関する専門の事項を調査し、行政改革推進本部に報告することとされた。

3. 会議の開催状況

平成18年7月27日に第1回の会議を開催以来、平成19年10月19日まで15回の会議を重ねた。また、この間、3つの小委員会を設置し、労働基本権の現状及びあり方等について、各府省、地方公共団体、職員団体及び労働組合など32団体に対するヒアリングを実施した。加えて、「シミュレーション検討グループ」を設置し、公務員に労働基本権を付与する場合の論点や影響について具体的な検討を行った。

|4. 「専門調査会における議論の整理」(平成19年4月24日)|

平成19年4月24日の第9回の会議において、座長名による「専門調査会における議論の整理」をとりまとめた。そこでは、「公務員制度について、国民の視点にたって改革すべき点が多々ある。労働基本権を含む公務員の労使関係の問題についても、改革の方向で見直すべきである。」とされた。

|5.「公務員の労働基本権のあり方について(報告)」(平成19年10月19日)|

平成19年10月19日の第15回の会議において、「公務員の労働基本権のあり方について(報告)」をとりまとめた。そこでは、改革の方向性として、①労使関係の自律性の確立(一定の非現業職員について協約締結権を新たに付与するとともに第三者機関の勧告制度を廃止)、②国における使用者機関の確立、③国民・住民に対する説明責任の徹底の3つを提示した。一方で、①消防職員及び刑事施設職員に対する団結権の付与の可否、②争議権の付与の可否などについて、両論併記とした。また、①改革については、コスト等に十分に留意し慎重に決断する必要がある、②改革に先立ち、改革の全体像を国民に提示して、その理解を得ることが重要である、とした。